

企画展「帝銀事件と登戸研究所」関連イベント 主催：明治大学平和教育登戸研究所資料館

特別プログラム 第二回講演会
「帝銀事件第二十次再審請求の現状」

プログラム予定

12：30 開場

13：00～13：10

冒頭のご挨拶と、登戸研究所と帝銀事件について概略

山田 朗（当館長，明治大学文学部教授）

13：10～14：00

「第二十次再審請求に提出された自白・目撃供述の心理学鑑定書」

浜田寿美男氏（奈良女子大学名誉教授，立命館大学客員教授）

14：00～14：50

「冤罪事件の原点としての帝銀事件」

山際永三氏（映画監督，帝銀事件再審をめざす会代表）

14：50～15：00 休憩

15：00～15：50

「帝銀事件の毒殺の手口と毒物の謎をめぐって」

渡邊良平氏（弁護士，帝銀事件再審弁護団）

15：50～16：00 質疑応答

16：00 閉場

※時間が若干前後する可能性があります。ご了承ください。

※本日 16：45 まで資料館は開館いたします。

虚偽自白を読み解く 一 帝銀事件：平沢貞通氏の自白過程を素材に

事件と平沢氏の取調べ経過

事件が起きたのは1948年1月26日 いまから71年前

そして平沢貞通氏が、この事件の容疑者として小樽で逮捕されたのが1948年8月21日、東京に護送されて取調べがはじまったのが、8月23日である。

以下、平沢氏が自白に落ちていく過程を、次の4つの段階に分け、順を追って具体的に見ていくことにする。

- | | | |
|-----|-----------------|-----------------------|
| I | 8月23日～9月19日 | 否認期 |
| II | 9月20日～9月22日 | 自白へと揺れていった時期 |
| III | 9月23日～9月25日 | 自白を語りはじめた最初の3日間 |
| IV | 9月24日～10月9日 | 自白が出来上がり、犯人になりきっていく時期 |
| V | 10月10日～11月18日前後 | 自白を撤回し「帝銀犯人」から降りていく時期 |

I 平沢氏の否認期（8月23日～9月19日）

取調べ初期の否認

平沢氏は、警視庁に連行された8月23日、執念のすえ逮捕した当の居木井警部補によって取調べられている。そこで平沢氏が否認したことは、聴取書に次のようにごく簡単にまとめられている。

問 お前は松井博士の名刺を使って昨年十月十四日、荏原の安田銀行員を青酸加里を用いて毒殺の上、行金を奪はんとし、更に本年一月十九日厚生省技官医学博士山口二郎の名刺を用いて中井銀行で同様目的で行なったが失敗し、次で一月二十六日、帝国銀行椎名町支店で吉田支店長代理外十五名に青酸加里を進駐軍よりの命なりと偽り伝染病の妙薬なりと称し嚙下せしめて渡辺義康外十二名を毒殺行金を奪った事実を述べよ。

答 私は松井博士から名刺を貰ったのは事実ですがそれを^す拘られてなく、十月十四日は荏原の安田銀行には行かず山口二郎の名刺を用いて中井銀行に本年一月十九日行った覚えはなく、随って一月二十六日の帝銀事件に就ても全然覚えのないことです。

平沢氏は、警視庁に留置されてから3日目の8月25日早朝、留置場内で、係官の机の上から隠し持ってきたガラスペンで左手静脈を突き刺し、吹き飛ぶ血で壁に無実を訴える文字を書きつけている。否認はしたものの、激しい疲労と厳しい取調べ、そこから受けた屈辱

のゆえに死をもって身の潔白を明かそうとしたという。

日本堂事件発覚—8月29日～8月31日

8月26日から取調べは高木検事によって行われた。その取調べにおいて、平沢氏は当初、帝銀事件をきっぱりと否認している。しかし、その否認の段階で注目すべきは、その間に別件の「日本堂事件」と呼ばれる事件が発覚して、これを自白していることである。日本堂事件について尋問があったのは、高木検事が取調べを引き継いで4日目、8月29日のことである。帝銀本件の調べの最中に、不意に次のように聞かれる。

- | | |
|---|---|
| 問 | 突然で驚くかも知れないが、銀座の日本堂を知らないか。 |
| 答 | 知りませぬなあ。日本堂と云ふと何処ですか、行けば知っているかも知れませぬ。 |
| 問 | それなら場所は何処でもよいが、銀座の宝石商で他人の二十万円の小切手を作って品物を買はうとして逃げた事はないか。 |
| 答 | いや、そんな事はありません。 |
| 問 | あったと云って置いた方がよいよ。 |
| 答 | あれば申し上げますが、人相でも似てると云ふのですね。 |

平沢はこのようにまず否認するが、3日後の9月1日には次のように追及される。

- | | |
|---|---|
| 問 | 何もかも有りの儘 <small>まま</small> に云ったらどうか。少しは恥を知らなければならぬ。お前の云ふ事は大事な事が殆んど嘘だ。然かも作った嘘だ。日本堂に付てもあれ程昨夜弁護士さんが云っても判らないか。 |
| 答 | いえ私は何もやっております。日本堂も何も知りませぬ。 |
| 問 | お前は昨年十一月に三菱銀行で銀行の窓口から一万円と預金通帳を持って逃げて、大森の金貸しへ行ってその預金通帳の預入残高を偽造して増して持って行き二十万円の小切手を取って行って、その小切手で日本堂へ行き、時計等を買損って逃げているのではないか。 |
| 答 | そんな事は知りません。全然知らないのです。 |
| 問 | お前はさう云ふが、その預金通帳の偽造した部分に行員の判として押してある判が平沢、鎌田、山口の判でお前の持っている色々の書類の中から同じ印影のものが出来ており筆跡も一致しているとの事だが、どうか少しは嘘を吐くのは恥に思はないか。帝銀に付てもさうだ。 |

日本堂事件についてはこのように動かぬ証拠があって、これを突きつけられた平沢氏は窮して、次のようにして自白に落ちている。

この時被疑者は二十数分間黙して答へず。

答 唯帝銀の事だけは私は決して遣っておりませぬ。そのために私は之れをやった

のです。

此時被疑者は左手首を指示したり（筆者注：25日にガラスペンで手首を切って自殺しようとした痕である）

問 然らば日本堂はやったが、帝銀はやらぬと云ふのか。

答 どうか自殺させて下さい。日本堂の事でとても生きていられませぬから今迄何にもかも嘘を云って来て申訳ありませぬ。実際自分でお目に掛かるのも辛い位です。唯帝銀だけは一点も私に関係がありませぬから、どうか自殺させて下さい。

平沢氏はこの日本堂事件の追及について、このようにして自白に落ち、以下、その直後に犯行ストーリーを自分の方から語り出している。

問 兎に角日本堂に付ての告白を聞かう。

答 馬鹿な事をしたものです。あの日三菱の丸ビル支店へ誰かの小切手を取りに行きまして、その小切手を窓口へ出し待っていましたら、私の腰かけていたベンチの上の私の膝の左の処に番号札が落ちていまして、拾って持っていましたら一番奥の窓口の処で男の係員が一生懸命番号を呼んでいましたので見ると自分の拾った札の番号でしたので、その窓口へ近付いて見ますと一万円の一束が出ていまして急に金を取る気になり窓口へ行って係の男が幾らですかと聞いたのに対し一万円ですと答へてその札束と預金通帳と判こを受取って帰って来てしまったのです。その金は小遣に使って了ひました。

問 預金通帳はどうしたか。

答 十二月になって新聞を見たら金融すると云ふ事が書いた広告がありましたので、その預金通帳を利用して金を借り様と思ひ、中野の家の四畳半で家に在ったゴム印で日付を出鱈目に入れ、金額は払出も預入れも万年筆で出鱈目に書き、銀行員の判の押してある処へ当時持合せておった鎌田から預っていた鎌田の判と丸ビルか何処かの判こ屋で既製品を買って来て置いた山口の判と私の平沢の判とを押して、預金高を二十二、三万円増して大森の金貸の処へ持って行ったのです。鎌田と山口の判は、今度札幌へ行ったときもう要らないと思つて南一条の橋の上から紙に包んだ儘創朱川へ放つて来ました。

大森へ行った最初の金貸しの家では、洋服か何かなら貸すがこう云ふものでは貸せないと断はられたのでその人から何処か貸す処はないかと聞いたら、入新井の白木屋の処に行つて消防署の前に新らしい人があると教へて呉れたので、その所へ行きました。そして主人にその預金通帳と判を出して二、三日でよいから之れを担保に二十万円貸して呉れないかと云ひましたら、利子を五千円出せば貸してやると云はれたので、それを承諾して二十万円の小切手を書いて貰つて来たのです。その日は日曜だったか出せなかつたので、翌朝大森海岸の

その銀行へ行ったら金貸しの先生、先きに来ていまして、その小切手はもう金にならないが、五千円手数料を寄越せと云ひましたので、役に立たなくても払ふのかと云ひましたら、さうだと云ひましたので、仕方がなく、それぢや銀行へ行って払ふと云って、向ふの使の者が三菱銀行の丸ビル支店へ行っているらしかったので、その男に渡すと云って、小切手は持った儘で来てしまったのです。その小切手を使はないのが何だか勿体ないなと思って、その翌日日本堂か何処か名前は記憶しておりませぬが、ショーウインドに時計等が出ている店に入って時計を見せて貰ひ値段を聞いて丁度二十万円位になるだけの二、三ヶの時計を之れ丈け呉れと云って小切手を出しましたら支配人らしい人が一寸待って下さいと云って小切手を持って銀行に見せに行きましたので、之れは困ったと思つて店員に一寸隣へ行って煙草を買って来るからと云って外へ出、四丁目へ出て四丁目から地下鉄で直ちに家へ帰りました。

この日本堂事件の発覚が、取調べに当たっていた高木検事の心証を激しく動かしたであろうことは想像に難くない。平沢氏への精神鑑定時の聞き取り（1949年7月21日）によれば、高木検事が取調べに入った当初、高木検事は平沢氏を「犯人でないと思つたらしく、居木井を謹慎させると言つて」おり、平沢氏に対して「可哀想だから早く帰したやりたい」とも言つていたという。ところが日本堂事件の発覚後、高木検事は断固たる姿勢で取調べに臨むことになる。

II 平沢氏の自白転落過程（9月20日～22日）—自白へ揺れながら落ちていく

9月20日—「絵筆を執つてみたい」

日本堂事件を自白したのちも、高木検事の取調べでは、安田銀行荏原支店、三菱銀行中井支店での未遂事件の日、帝銀事件本件の日の平沢氏のアリバイや、帝銀事件前後の平沢氏の金の出入りがしつこく聞かれているが、平沢氏は一貫して否認を続けている。しかし、そうした追及がさらに3週間近くも続いてのち、9月20日以降、平沢氏の供述に微妙なニュアンスが混じりはじめる。

問 一月十七、十八、十九日のアリバイは。（筆者注：中井支店の事件の日の前後）

答 朝の中は写生をしており、午後何処かへ出ているかも知れませぬ。多分家で画を眺めていたのではないでせうか。

問 山口の家へ麻雀をやりに行った事はないか。

答 一月中に行った事はありますが、何処か判りませぬ。品画は包んで行きました。この時検事は山崎静枝、中根操子、中川ヒロ子、窪田芳子を入室せしめ暫らくして退室せしめたり。（筆者注：この4人は目撃証人であり、取調室で面通しが行われていることがわかる）

問 この様に皆に見せられて、お前の腹中はどんな気持ちか。

答 いやな気持ちですね。一種の侮辱を感じます。

問 然し侮辱と云へば僕の方がお前から侮辱されているよ。

黙して答えず

問 午前中もあんな判りきった嘘を云って僕に面しているのだもの。然しその様な感じを必要もない段階に入って来ている。唯、お前の芸術的生命をどうかして残してやりたいと考へているのだが。もう一度清純な心に立戻って絵筆を執って見たいとは思はないか。

此の時被疑者は^{ていきゅう}涕泣した

答 執って見たいです。法隆寺の壁画を技法で表現し度いと云ふ私の望みも九分九厘まで出来かけ、ここで死ぬのは残念です。四十年の生活も、もう駄目です。何卒竜に会わせて下さい。後事を託して、そしたら一切の事を申し上げます。そして処罰を受けます。竜は決して狼狽する様な男ではありません。他の者には一切会ひませぬ。

9月21日1通目―「疑われるだけでも恥」

翌9月21日には3通の聴取書があつて、その1通目。これは朝の取調べの場面である。前日の約束通り風間竜が取調室に呼ばれたのだが、首尾よく自白が出るというわけにはいかなかった（第27回聴取書）。

検事は風間竜を同席せしめ被疑者を入室せしめたるに被疑者は風間と握手したる上
涙を浮べ風間に対し

竜ちゃん申訳ありませぬ。申訳ない。

と云ひながら着席、暫らく黙したる上、

どうしてあんな事をしたのでせう。四十年間の研究もこれ一つで全く無駄になってしまった。あの札が落ちていたばかりに、ふと悪い気が起き一万円とってしまひ、又小切手は未遂とは云へ、未遂だって同罪だ。私はこの罪だけでも特別に願って死刑にしてもらつつもりだ。

此時風間は被疑者に対し、

さう悲観することはありませんよ。元気でいて下さい。経済的な問題は私が責任を負って皆家中で持合つてやっておりますから。家中の者の心配はそんな事ではなく、帝銀事件の事です。家中の者も、皆義兄さんのそんな事をする人でない事を信じて、皆一生懸命やっておりますから。

検事は此の時、風間を制し事件に関する発言はしない様にと申向けたるに、風間は黙し、

被疑者は有難う、有難う。然し調べられる人はどうしても私を帝銀の犯人にしななければ承知しない様ななされ方で、私は疑はれるだけでも恥だと思つておりま

す。私が如何に本当の事を言ふても全部嘘だと云ひ、アリバイの事等も、伊豆夫や嘩子だけはよく承知してくるのに、それを、嘘だと云はれるのです。

風間を立ち合わせれば本当のことを言うと約束したはずだと思っていた高木検事は、「疑われるだけでも恥だ」などという平沢と風間とのやりとりに業を煮やして、このときの取調べをいったん中断し、風間を帰している。

9月21日2通目—客観的に認める

風間を帰した後の2通目の聴取書では、風間が立ち会った朝の先の平沢氏の供述を、話が違わないかというニュアンスで高木検事が責め、平沢氏は再び罪を認めて、告白しようと言いはじめる。この自白の出方もまた奇妙である（第28回聴取書）。

問 昨夕と今朝とは心境が変化したね。

答 いや同じです。

問 然し、僕が見た目では完全に違ふと思ふがどうか

黙して答へず

答 話さうと思った事の三分の一も言へませんでしたね。もっと家の事を聞きたかったし、将来の事も云ひたかったのですが。

問 お前が本当に心の中を打明けて云ふたのだったら幾らでも話はさせてあげましたよ。

答 家の者がどういう気持ちでいるか知りたかったのです。

問 不安と焦燥とで困っているだらう。お前が割切れなければ、家の者もやはり同じであらう。

答 さうでせうね。今朝どうして云へなかったのかしら、最後に竜ちゃんを引止めて云はうかとも思ひましたが、意気地がなかったのです。

問 それでは僕に云ったら良いではないか。

答 いや介添へがなくては云へませぬ。竜ちゃんでもなくても下馬の伊藤でも良いのです。介添へが付けて頂ければ、今晚一と晩頭を澄ませて明日にでも介添への前で、検事さんに一切を告白致します。

問 然し今日と同じ轍を踏むのでは何の告白にもならない無駄な事だから先に何う云ふ告白をするか結論だけでも聞いて置かなければ困る。

答 色々聞き度い事を聞いた上で帝銀事件の犯人である事に付て告白します。

問 するとお前は帝銀犯人である事を自ら認めるのか

答 認めて頂いて差支へないと思ひます。

問 いや、僕の方で認めるのではなくて、お前自身で自分が犯人と認めるのか。

答 認めます。

問 それでは、どう云ふ気持ちから認める事になったのか。

答 証拠があるし客観的に認めなければならなくなったからです。

問 それでは告白ではないのではないか。

答 いえ、告白の結論です。私が帝銀の犯人であると申出ました事は、言葉の綾は別として告白の結論です。

問 その告白がどうして今日言へなかったのか。

答 意気地がなかったからです。

問 然し一度お前に裏切られたから、本当の告白であると思へる様に僕の猜疑心を除く方法はないか。

答 何の抒情的の事もなく私が申上げるので、御疑ひになるのかも知れませぬ。それに私の今の心は濁っておりますから、一と晩何卒心を澄まさせて、明日介添付きで告白させて頂き度いと思ひます。

しかし、このように言ったうえで、平沢氏は、その日の3通目の第29回聴取書で、金の出入りについて弁明を繰り返し、自己の無実を証し立てようとして、なお否認を続けている。

9月22日—最後の否認の訴え

22日の朝、平沢氏は「家族全体に会ひたいのですが、そんな贅沢も云へませぬから、誰でも一人でもよい、会わせて頂ければ申し上げます」と申し出て(第30回)、それによって風間竜の2回目の立ち会いが実現する。その様子が聴取書に記録されている(第31回聴取書)。

検事は風間竜を同席の上、被疑者を入席せしめたるに、被疑者は自ら煙草光を二本喫って自ら一服喫煙したる後、その一本を風間に渡して喫はせたる上、交換し御別れの一服です。私としてはどうしても一度お詫びしたいと思つたのですが、検事さんが一度裏切られたから、話をする結論だけでも聞かせて置いてくれと申されましたので、帝銀の犯人であると申し上げましたが、検事さんも僕も腑に落ちないと云ふて下さいましたが。

この時風間は

義兄さんが善良な人である事はよくわかっておりましたが、どうして魔がさしてとんだ事にならないとも限らないと思ひますから、やった事はやった、やらない事はやらないと、はっきり云つてサッパリせられるのが、義兄さんの之れから大きく生きて行かれる道ではないかと思ひます。私も罪を憎んで人を憎まないのですから。

と申し述べたるに対し、被疑者は

いや私を憎んでいただき度いのです。私は今あつた事だけは、はっきり申し上げます。そして本然に生きさせて頂きます。今は良い気持ちであります。山口君と浬子の事が一番気になります。

竜ちゃん、私をこちらへやって下さい。何だかまぶしくて、こちらの方が話がよ

いですから。

と云ひながら検事と風間間にありたる自席を立ち、風間の席との差替を為したる上、今日は、どうしていたのですか。

此時風間は

研究所その他を廻って、事務所へ行くのが遅れたから。

と云ひたるに被疑者は、

熱い御茶を一杯頂けませぬか、御茶を一杯頂いてすっかり申し上げます。

こうして、しばらく家族のこと身内の心配などの話が続く。そのなかで「帝銀事件の被疑者としての私、竜ちゃんに聞いて置いて頂いて後詳しく高木検事さんに申上げる事になっております」などという言葉も混じり、やがて平沢は次のように言い始める。

昨日から検事さんに色々御伺ひし心が澄みました。この気持ちで死んで行ける事を喜んでおります。喜んで行けると思ひます。

この時風間は、

「義兄さんも苦難の中で生きて来られた人で、義兄さんがこんなになったのも、義兄さん一人の責任ぢゃないと思ひます」

と云ひたるに対し、

いや私が悪いのです。私一人です。検事さんが、もう一度画を書かせて下さると御言いますが、このけがれた身体で何が描けるかと云ふ気持で一杯です。本当の事を言ひます。云ひますとも。検事さんも、どうしてもさうだと受取れないと申されましたが、率直に澄んだ心で申し上げます。死んで行く者の言葉は正しいと申されましたが、竜ちゃんよく信じて下さいよ。

御免なさい、ある事はある。ない事はないと十分申し上げますから、命にかけて申し上げますから、私は竜ちゃん、帝銀の事に関しては、天地神明に誓って犯人ぢゃありません。

と云ふや否や、ふらふらと立上がりドアの下から約一尺五寸のドアのへりに倒れかかり、頭部を打ちつけたり。安達警部は直ちに之れを助け起こし、椅子に座せしめたるに、両手にて頭部をかかへ、その後頭部を検するに別に外傷等瘤もなし。

風間は被疑者に対し

「しない事はしないと云ひ、はっきり事実を係官に申上げたらどうです。そんな事をすれば皆に心配をかけるだけです。しないならば必ず晴れるし、していればどんな事をしても駄目ですよ。そんな事をすれば皆が心配してしまいますよ。しないなら、それだけ気をしっかり持って行かなければ駄目です。私はもう帰りますよ。二度と再び会へないかも知れませんが、もう帰りますよ」

と云ひたるも被疑者は頭を抱へたる儘無言。

平沢氏 2 度目の自殺未遂であった。検察事務官の手になるこの記録が、事実をどこまで忠実に描いているのかは不明である。平沢にとっては、これが実質上最後の否認となる。翌 9 月 23 日の第 33 回聴取書から具体的な犯行内容に関わる自白がはじまる。

Ⅲ 平沢氏が自白を語りはじめた最初の 3 日間 (9 月 23 日～9 月 25 日)

犯行自白の奇妙な出発 (9 月 23 日 1 通目の第 33 回聴取書)

その 1 通目の聴取書は、冒頭で、目撃者たちを同席させて、そのうちの一人が検事に「間違いありませんよ」と耳打ちして、退席したところではじまる。

問 誰もいなくなったから本論に入らうではないか。

答 昨夜から昨日の事の七言絶句を考へておりましたが、御書取り願へませんでしょうか。

再度死を執行して果さず

我が醜体畢意滅せず

今は唯神霊の清浄を期す

希くは随喜の光明界に到らむ

です。書いて御出しませう。

この時、用紙及万年筆を貸与せるに、一句を書して提出せるを持って本聴取書末尾に添付す。

問 昨日の続きを少し話さないか。

答 唯困った事は腕章も手に入らず、薬も手に入らないので、どうして人殺しが出来るか、それで辻褄が合はないので困ります。

問 腕章や青酸加里の事など気にする必要はない。こちらに判ってないと思ふ事は云はなくてもよい。お前の本当の告白であれば、それが本当であるかどうかを計る見当は十分あるのだから。

黙して答えず

平沢氏の「語れなさ」の理由

それにしても奇妙な自白の出方である。そうして促されて出てきた最初の発言が、「唯困った事は腕章も手に入らず、薬も手に入らないので、どうして人殺しが出来るか、それで辻褄が合はないので困ります」というのである。ここで「腕章」というのは犯人が防疫班を装って腕につけていたと言われるもの、そして「薬」とはもちろん 16 人に飲ませ 12 人を死に至らしめたという毒物のことである。帝銀事件の犯行に必須のこれらの物を、どのようにして手に入れることができたのかが分からないというのが、自白内容を展開しはじめた平沢氏の最初の言葉なのである。

前後の脈絡からすれば、もちろん平沢氏はここで自白もやむなしの心境に達している。そ

のような状況下で、有罪仮説の下の真犯人がこのような言葉を語りうるものであろうか。もし平沢氏が真犯人だとすれば、彼はここで自らが犯人であることを認めて自白しながらも、なお犯行の肝心の証拠は偽って、知らぬふりをしていることになる。自白転落後の真犯人がなおそのようなことをして抵抗する理由が見えない。一方で、その点、もし無実仮説の下で平沢氏がこの事件と無関係であれば、自分のことを犯人と決めつけてくる取調官に抵抗しきれなくなると、とにかく自分が犯人だと認め、しかし犯行の具体的な内容は語れないということは十分にありえる。先に紹介した仁保事件の O 氏の自白転落場面を思い出してもらえばよい。その「語れなさ」のなかに無実の人の虚偽自白の典型があるということは、先に指摘したとおりである。

平沢氏の犯行内容の自白はこのようにきわめて奇妙なかたちではじまっている。じっさい、無実者が自白に落ち、犯行の内容を語りはじめるときの戸惑いは、平沢氏がここで言う「辻褃が合わないので困ります」という心境と、ぴったり重なるのである。自分の体験していない事実を、自分の体験であるかのように語るときの、その奇妙な感覚を、平沢氏は実に自然に語っている。上の供述は、まさにそう読める。いや、そう読む以外の読み方はむしろ難しい。とすれば、そこに虚偽自白の一つの重要な兆候を見るのが相応しい。

それに、平沢氏のこの「語れなさ」に対する高木検事の応答もまた実に奇妙である。もし真犯人が自白後になおこんな煮え切らないことを言っているのなら、ふつうは「知っていてなぜそんなふうにごまかすのか」と難詰するはずである。それを高木検事は「腕章や青酸加里の事など気にする必要はない。こちらに判ってないと思ふ事は云はなくてもよい」と言ったというのである。このところで高木検事は、平沢氏にコルサコフ症候群の後遺症があることを知っていて、それゆえに取調べのなかで、ほとんど妄想にも近い空想的な虚言が見られるのもそのせいだと考えていた可能性がある。平沢氏の「語れなさ」の背後にそうした病的な問題があると考えたのであろう。

アッケラカンの第2歩（第34回聴取書）

平沢氏がコルサコフ症候群の後遺症を被っていた。とりわけコルサコフ症候群に特徴的と言われる作話症が顕著である。彼の調書にはしばしば奇妙な妄想様の作話的な供述が出てくる。この9月23日の2通目（第34回聴取書）には、冒頭に次のような話が出てくる。

検事は大山滋子、幸坂みさ子、日野てる子を同席せしめ被疑者を入室せしめたり

検事さん、私が考へた事で、まだ一つ二つ世の中の為になる事があると思ひますから、御聞き取り下さいませぬか。玉子に味を付けて産ませる事です。牛でも豚でもよいから切り出しで買ひ、メンチにして、塩と砂糖と味の素を入れてから煮て、カラカラになったのをフスマでも糠でも良いから混ぜて食べさせ翌日産んだ卵を取ると言ふ訳です。原始動物程出来るのですね。これはよいメジュームを作らうとして偶然に発見した事です。それから染物をするのに味の素を入れる

とむらが出来ませぬよ。

問 お前は中学の時、落第した事があるね。

答 東京研究所に入り二、三度来ましたから遅れましたから同期生には五、六、七と三期あります。卒業する時は安達君にさせて貰ったのです。隣りへついて皆答案を見せて貰ったのです。カンニングの名人でした。
この時大山滋子外二名を退席せしめたり。

本格的に自白に落ちる前後のこの決定的な時期に、このような間の抜けた妄想様発明作話が入り込むところに、平沢氏の自白の、他に類例のない特徴がある。この奇妙な緊張感のなさが、その後の自白にも引き続き尾を引く。以下は、上記引用のすぐ後のやりとりである。

問 誰もいなくなったから、先の続きを話して御覧。

答 昼御飯を皆食べたので腹がくちいすな、ゲップを皆出してしまひますから御待ち下さい。

と云ひながら背骨を圧さへ数回ゲップをした後
話が全然纏らないので困ったものですな。

問 順序が立たなくともよいから。

暫らく黙した上

答 えーと一ふくさせて頂きます。

この時被疑者は光に点火して之を喫ひ終った後、
順序と云ひましたがそれよりも記憶の方がどうも。

問 体裁の良い言葉を聞かうと思はんから、思ひ出すままで良いではないか。

答 大事な事ですから、嘘になっても何にもなりませんから、しっかり纏めたいですね。最後の大事な事まで私が嘘をついたと思はれたくないですから。大体銀行も何処から這入ったか憶へがないのだからそいつが困るのです。申上げるからには整然たる事を申し上げたいと思ひます。流石に最後に平沢は綺麗に云ったと云ふ事を御認め願ひたいものです。ですからどうか時間の余裕を下さい。今晚一と晩寝てゆっくり纏めますから。

問 纏らなくとも良い。記憶を喚び戻せるヒントを与へてやるから。

答 いや自分で記憶が蘇って来ると思ひます。唯考察の時間を与へて下さい。

問 然し長い間の出来事だから十分整へて全部記憶を喚起するには仲々困難だらう。

答 いえ、時間だけ与へ下されば十分出来ると思ひます。

事実とあまりにも違う自白

ともあれ、こうして犯行の内容について問答が行われ、ここからそれなりの自白が引き出されていくことになる。しかし、問題は飲ませた毒物である。

暫らく黙したる上

コップを借りましたですね。そして薬を注いで、その薬が困るんですよ、青酸加里なのですが私持ってないですから。

問 まあい、その薬は何処から持って行ったのか。

答 家の塩酸の壇にあったのを持って行ったのです。手で持って行ったのです。その薬を皆が飲みました。私も飲みました。私は少しか飲みませぬでした。飲んで皆が倒れましたから、それから金を持ってその金を扱ふ処の台の上にあった金を全部百円札ばかりだったと思ひますが、そいつを落ちていた紙か新聞紙に包んで表へ出ました。

…………… (中略) ……………

問 薬は。

答 家にあった塩酸の壇から医者の二百瓦入るやつでしたが、その薬壇へ入れて持って行きましたか。

問 それ以外に持って行かなかったか。

答 はいその他には持って行かなかったと思ひます。

問 お前の今云った事は、決して本当の事と思つて聞いていないよ。然し、お前が前に云つた通り梯子段を上らせてくれと云ふから、一足飛びには無理だらうが本当の告白をしなさいよ。

黙して答へず

平沢氏の自白はこのようにしてはじまった。同日の3通目・4通目(第35回・第36回聴取書)になると、たしかに詳細かつ具体的に語られるようになるのだが、その内容を見れば、生き残りの人たちの供述などから確認された事実、事件の後に残された物証から明らかになる事実とあまりに大きく食い違っているし、しかもそれがその同じ日のうちに大きく変遷している。

事件現場となった銀行への入り方

事件を起こすためには、まず現場に入らなければならない。しかも事件が起こったのは、午後3時に銀行が閉店して行員たちが表の正面入口を閉めて事務処理をしている時間帯である。犯人はどのようにして閉店後の銀行に入ることができたのか。この事件を起こした犯人ならば、当然、これを具体的に語ることはできるはずである。

ところが、9月23日の2通目と4通目(第34回と第36回)、25日(第39回)に平沢氏が述べたところを見ると、次のようになっている。

(2通目) 大体銀行も何処から這入つたか憶へがないのだから、そいつが困るのです。

(4通目前半) 銀行はあいていましたが、私が入ると、スッとしまった様な気がし

ます。

(4通目後半) 木戸が閉まっていたので裏口から入りました。銀行の人に来意を告げましたら、入口を開けてくれたので入口に廻って入りました。

(9月25日) 銀行の本当の出入口が閉まっておりましたから開けて見ても開かぬので横通りへ出て横口から玄関へ入りました。そしたら女の行員が出て来ましたので、山口の名刺を出して支店長はいるか、と聞きましたら「はい」と答へて、今入口を開けますからと云ふて出入口を開けてくれたので、其の処へ廻って中へ入りました。本当の表の横の入口であったと思ひます。

防疫班のメンバーであることを装ったこと

帝銀事件の犯人は、GHQの指示の下で伝染病の防疫班のメンバーであることを装い、京都防疫班を意味する文字を黒く書いて、朱肉色の東京都のマークをしるした「腕章」を身につけていた。平沢氏はこの腕章のことをどう語っているか。

(23日1通目) 困ったことは、腕章も手に入らず…

(23日4通目後半) (安田荏原事件のこととして) 腕章らしい腕章ではない。普通の有り合わせの木綿の布に家で、…墨で「東京都防疫班」と書いて安全ピンで止めて行った。

(中井支店の未遂事件のこととして) 前に使ったやつです。…(それに) マークを入れたかも知れませぬ。

このマークに困って、丸の内で鉄板がございますね…ガスや水道の所にある東京都のマーク、あれに布を当てて赤だったか青だったかクレヨンで…塗って写して来た…。

(その場所の図面を描き) 自動車の停まっている蔭だったので、その後ろの処に隠れてやった。その鉄板は五寸と二、三尺の長方形のものでした。…赤のクレオンしかなくて赤だったと思います。

飲ませた薬

帝銀事件で被害者たちが飲まされた毒薬は、青酸化合物だということに争いはないが、どのような青酸化合物であったかははっきりしない。平沢氏の自白ではこれを青酸カリとして特定していくことになるが、自白転落の最初の段階から追うと、これもまた理解しがたいかたちで供述が変遷している。自白転落以前から取調べに当たった高木検事は、毒薬は青酸カリであった前提で訊問しているし、そのことは平沢氏自身も了解している。にもかかわらず、自白転落の9月23日の平沢氏の自白には、ふつうでは考えられない展開が見られる。先に見た1通目・2通目も含めて、この日にどう述べたのかをまとめると以下のようになる。

(23日1通目) 困ったことは…薬(青酸加里)も手に入らないので、どうして人殺

しができるか…

(2通目) その薬が困るんですよ。青酸加里なのですが、私持っていないですから。…家の塩酸の壇にあったのを持って行ったのです。

(3通目) 家から持ってきた瓶に入った濃塩酸……お酒を注ぐ様に直接ビンからコップに注ぎました。

(4通目前半) (塩酸で人が殺せる?) ええ、思っておりました。(濃塩酸等普通では飲めないのでは?) ですから大きい口をあけて咽の方に一遍に入れ、一と思ひに飲んで下さい…と云ふてやって見せたのです。

(4通目後半) (安田荏原事件で使ったのは) 希塩酸だったと思ひます。

(24日第37回) (「昨日申し上げた事を訂正します」として) 薬は青酸加里です。

この日の1通目と2通目では、帝銀事件で用いられた毒薬が青酸カリであることは前提になっているが、これがその次の3通目から「濃塩酸」になっていく。どうしてそんなことになったのか。きっかけは2通目(第34回)での次のやりとりにある。

(名刺を渡してお茶を出してもらってからがゴチャゴチャになって「一寸思ひ出させてくれませぬか」と言ったあと) 暫らく黙したる上

コップを借りましたですね。そして薬を注いで、その薬が困るんですよ、青酸加里なのですが私持っていないですから。

問 まあいい、その薬は何処から持って行ったのか。

答 家の塩酸の壇にあったのを持って行ったのです。手で持って行ったのです。

その薬を皆が飲みました。私も飲みました。私は少ししか飲みませぬでした。

飲んで皆が倒れましたから、それから金を持ってその金を扱ふ処の台の上にあった金を全部百円札ばかりだったと思ひますが、そいつを落ちていた紙が新聞紙に包んで表へ出ました。

ここで平沢氏は「家の塩酸の壇にあったのを持って行った」と答え、そこから「塩酸の壇」が「壇の塩酸」となって独り歩きしはじめる。その日の3通目(第35回)には次のようなやりとりになる。

再び薬の話をする支店長は女行員に、皆が飲む容器を持って来て下さいと言ったら、女行員が硝子のコップを十四、五、お盆の上に載せて持って来ました。茶碗もありましたね。

私はそのコップに家から持って来た瓶に入った濃塩酸、その瓶の高さは五、六寸直径二寸五分位のビール瓶の様な色をしたものから、お酒を注ぐ様に直接ビンからコップに注ぎました。そして之を

「ぐっと普通に水を飲むようにして一辺に飲んで下さい」

と云って、先づ私が飲んで見せました。飲んだ塩酸はこの茶碗に
此の時被疑者は卓上の湯呑茶碗を指示しつつ、
二分位でした。

薬の注ぎ方・飲み方

毒物として前提とされた「青酸カリ」が「濃塩酸」にすり替わったのは、この9月23日だけで、翌9月24日の第37回聴取書では「昨日申し上げた事を訂正します。…薬は青酸加里です」と元に戻る。それにしてもその9月23日は、単なる言い間違いではなく、その日に限ってではあるが、飲ませた薬は一貫して「塩酸」あるいは「濃塩酸」「希塩酸」となっている。

その薬の注ぎ方・飲み方についての自白を見てみる。目撃者たちの供述によれば、犯人は銀行内の全員を集め、小使の運んできた湯呑みに小壺（第一薬）からゴムつきピペットで2回あて注いだうえで、「歯に触れるとホウロウ質が傷むので、舌を出して薬を包み込むようにして一気に喉の奥に流し込む」と指示し、自分でやって見せ、さらに次に1分ほどして大壺から第2薬を各自の湯呑みに注いで、飲ませたことになっているのだが、平沢氏の自白は9月23日段階では、およそそのような細やかな手続きになっていない。

(23日2通目) そして薬を注いで…。その薬を皆が飲みました。…私も飲みました。

私は少ししか飲みませぬでした。(ここではまだ「青酸カリ」の前提)

(3通目) (濃塩酸) お酒を注ぐ様に直接ビンからコップに注ぎました。そして之を「ぐっと普通に水を飲むようにして一辺に飲んで下さい」と云って、先づ私が飲んで見せました。…行員等は誰か行員がお盆に注いだまま、順に廻したのを各自席で飲みました。…(薬は) 1種類だけです。…(壺は) 一本です。

(4通目前半) (飲ませるについて時計を使わなかったか) 時間は何も云いませぬでしたが、皆が一緒に揃って飲まねばいかぬと云いました。

(4通目後半) (安田荏原事件について) あれは希塩酸だったと思ひます。(「未だ本当の事が云へないね。その薬は何処にあったのか」と訊かれて) 家にあったんです。

(帝銀事件について) その時は皆に立って来て貰ひました。一斉にぐっと飲むことを教え、私は自分のコップにはほんの僅か五六滴入れ、これでも判るでせうと云って飲んで見せたのです。それから自分用のために、もう一瓶水を持っておりましたので、その水をゴックリ入れてガブガブ飲みました。他の人にも飲ませてやりました。最初の薬を飲んで二分経ったら、この薬を飲んでくれ、これは一種の中和剤だから、と言って水を注いでやったのです。私の飲んだ分の四分の一もやりませぬでした。(ここで「薬」として特定していないが、文脈上はそれまでの塩酸と変わっていない)

(24日第37回) (薬を「青酸加里」と訂正したうえで、注ぐ時には何でやったか?) 万年筆でインクを入れるスポイトを使ひました。

被害者たちの倒れ方

最後に、薬を飲んだ後の被害者たちの様子について、平沢氏の自白がどうなっているかを追ってみる。生き残りの人たちによれば、第一薬をいっせいに飲み、一分後に与えられた第二薬をあらそって飲み、それでもおさまらず、水を求めて洗面所や風呂場に行くなかで、バタバタと倒れていったというのだが、平沢氏の9月23日の自白はその様子がまったく語られていない。

(23日2通目) (一回飲みで) 飲んで皆が倒れましたから、それから金をもって…表へ出ました。

(3通目) (一回飲みで) 四、五分経つと自分の席で…順に倒れる様に机に凭れかかり片端から倒れて行きました。十分程経ちますと全部が倒れたので…

(4通目前半) (一回飲みで) 二、三分して苦しみ出し、倒れるまでに二十分位かかりました。

(4通目後半) (二回目に水を飲んだ後) 一寸としてるとゴロゴロ倒れて来ました。

なお犯人として語りきれない平沢氏：三度目の自殺未遂

9月23日にはじまった平沢氏の自白展開は、その出発点ですでに大きくつまづいていた。そして、その後も簡単には進まない。矛盾だらけ欠陥だらけの自白を前に、高木検事はさらに追及を重ね、平沢氏に帝銀事件の詳細を具体的に語らせようとするのだが、それでも平沢氏はやはり語れない。翌日の9月24日の自白内容も、高木検事には納得がいかない。そこで、高木検事は聴取書のなかで次のような言葉をさかんに平沢氏にぶつけている。

「未だ未だお前は上がり切っていない。もう少し考へなさいよ」

「お前は未だ未だ本当の告白をしていないが……」

「しかし先ほど云った通り、どうしてもそうは考えられないよ」

「汚いもののあるうちは出させなければならない……どうして…嘘を云ったか理由を云うて御覧」

「又嘘の尻拭ひをするのか」

「お前は未だ未だ洗い切れない汚い所が沢山ある」

平沢氏が無実で、だから自白しても語れないのだとすれば、十分に納得できるはずのところ、高木検事はその可能性を考えもせず、こうして平沢氏を責める。この9月24日の取調べは、平沢氏には辛いものだったのであろう。取調べが終わって留置場に帰ってから、彼は三度目の自殺を図っている。そのことが翌9月25日の聴取書に記録されている。

一、検事さん息が臭くありませぬか、お茶を飲んだらグーツと来た様な気がします。

問 どうしたのか。

答 いや後で御話します。もう三日間苦しみました。

問 睡れないのか。

答 ええ、それもありますが、私しか判らない事が三日続きます。

二、毎晩この頃、二人か三人宛、帝銀の亡くなった方が出ていらっしゃいます。私、幽霊など云ふことは思っていませぬけど、有り有りと私の目に見え、寝ている私に乗っかって来られる様な気がします。毎晩手を合せて拝んでおります。

昨夜一時一寸と過ぎ頃、痔の薬を五ヶ飲みました。この間、痔を診て頂いた時に飲めば死ぬるかも知れぬと聞いておりましたので、毎日入れさせて貰ふのを箱毎出して貰って、紙に包んでとって置き飲んだのです。合計五ヶにしてやったのですが駄目でした。腹がしびれる薬ですね、未だ手足は多少しびれております。

ここで「もう三日間苦しみました」と言い、「私しか判らない事が三日続きます」というのは、自分が「犯人になった」つもりで話しはじめたこの 23 日、24 日、25 日の三日間である。この頃は毎晩のように「帝銀の亡くなった方が出て」きて、「有り有りと私の目に見え、寝ている私に乗っかって来られる様な気がします」、それで「毎晩手を合せて拝んでおります」という。そして、この直後には高木検事との間で、こんなやりとりも出てくる。

問 昨日から考へている事だが、お前、色紙でもよいから一二枚書かないか、綺麗な気持ちになって。

答 はい、今日はもう何んでもさうで御座いますと肯定する心算で出て来ました。一日も早く埒が明けて御処刑を受けたいのです。

問 それでは本当の告白にはならないから駄目だ、自分の心から湧き出る事を云ひなさい。もう一度最初の動機から本当の事を話して見なさい。

答 はい、申し上げます。

高木検事は平沢氏が犯人だと信じ、だからこそ「心から自白しなさい」と言い、平沢氏もはや犯人を演じる以外がないがために、何でも「言う通りにそうです」というほかないと思っているのである。高木検事の聴取書のなかにまさにそうしたやりとりが記録されていて、そのことの意味に高木検事自身が気づいていないことは、まさに皮肉としか言いようがない。

このようにして、平沢氏は、孤立無援の状況に身をおかれて約 1 か月の間に、揺れながら自白に落ち、問われているすべての事件を自分の行った物語として語りはじめ、そこからやがて「帝銀犯人」になりきっていく。しかし、そこになお大きな問題がいくつも残されている。

IV 平沢氏の自白が出来上がり、犯人になりきっていく時期（9月26日～10月9日）

平沢氏の自白は「有力な証拠により裏付けられた秩序ある自供」などではない

本件の確定判決には、平沢氏を有罪とする「証拠」を列挙するだけで、その一つひとつの「証拠」に対する評価が書き込まれていない。平沢氏の自白についても、9月23日以降の検事聴取書を要約引用するだけで、そこに分析を加えた形跡はない。ただ、最高裁判決のなかには、弁護人の上告趣意書に答えて、自白に対する評価らしきことを、ごく断片的に書いている部分がある。そこには「原審が帝銀事件の確定的な自白として証拠に挙げているもっともはじめの検事聴取書」は9月23日から25日のものだを確認したうえで、次のように述べられている。

前記第35回ないし第39回（9月23日ないし同25日）に至り他の有力な証拠により裏付けられた秩序ある自供がなされ、その後引き続き自白は詳細な内容に進んで行ったことが認められる。従つてここに至るまでの取調は、事案の複雑をきわめた内容に加えるに、被告人の著しい特異性格から生ずる虚言癖（精神鑑定書参照）に煩わされ、取調はむしろこれによつて日時を要するに至つたことが十分に観取される。

最高裁判決はこのように判示しているが、その実態は「他の有力な証拠により裏付けられた秩序ある自供」などと言えた代物ではなかった。

最後まで残る「語れなさ」：集団赤痢の発生した家

平沢氏の「語れなさ」は、そののちも最後まで尾を引いて続く。一例を引こう。

帝銀事件の犯人が、近所の「長崎二丁目の相田」という家から集団赤痢が発生したと伝え、これを理由に行員に薬を飲ませた点にかかわる。これは生き残りの目撃者たちから供述されたことでもあり、後の捜査によってそれが事実であったことが確認されている。この事実を平沢氏が自分から正確に自白できれば、それはまさに「秘密の暴露」となる。

ところが、平沢氏の自白では、この点の自白が非常に曖昧なところからはじまって、やがて詳細なものになるが、最後まで大きな矛盾を抱えたままである。9月23日段階では次のように自白している。

(23日2通目)「伝染病の消毒に来た」というだけ。
(3通目)「近所に「チフス」が発生したと云いましたが、場所は云いませぬでした。
(4通目前半)、「始終毎日の様に入金している取引のある家」だが「何処の誰か」とは言わなかった。
(4通目後半)「時間の来るまでその辺を歩いていた時、丁度その家を見てそこへ進駐軍の車が来て停まって、何かゴチャゴチャやっていたので、この家を使へばよいなあと思ひ、名前と標札を見て憶えて行きました」。
それが、その後、はっきりと具体化していく。

それが、9月27日になって、ようやく具体的なかたちで語られるようになっていく。

(27日第45回)「電車に乗り池袋へ着たらホームの電気時計は三時十分位前でし

た。それで少し遅いなと思ひ、少し急いで真直ぐに陸橋の橋から交番のところを
通って改正道路に出て、これを横断して細い道を入り、左へ曲って少し行き、銀
行の手前の道を右へ曲がり、一丁程行って左を見るとジープがいました」という
ふう供述し、これを地図を描いている。

これによって「長崎二丁目の相田」という家がはじめて特定されたことになる。しかし、
この特定が平沢氏自身の体験記憶によるものだと保証はない。なにしろ図面上の特定は、
地図による誘導がいくらでも可能だからである。取調官の側には意図して誘導するつもり
はなくとも、目の前に地図を置いて「帝国銀行椎名町支店」がどこにあり、最寄り駅とされ
た「山手線池袋駅」がどこにあり、集団赤痢が発生した「長崎町二丁目の相田」宅がどこに
あるというふう確認しながら、取調官が平沢氏に問い質していけば、平沢氏にもおのずと
現場の位置関係は分かってくるし、それらしい図面も描ける。

この自白が、その後の10月9日（第62回）に出射検事が聴取した最終自白によれば、
次のように非常に詳細なものとなっている。

「池袋に着いたのが三時より十分位前でありました。ホームの電気時計を見た記憶
があります。……駅を出て歩いて帝銀椎名町支店の一つ手前の辻を横に入りました。
それは伝染病に罹ったと云ふ人の名前を門札で見て行かうと思ったからです」と供
述し、しかし「その付近に伝染病が発生している事は判らないで行ったのです。処が
偶然にジープが来ていたのを見受けました。そこで近所の家の門札を見て銀行に行
ったのであります」と言う

この自白にはいくつかの問題がある。

第一に、「伝染病に罹ったと云ふ人の名前を門札で見て行かうと思ったからです」という
のだが、平沢氏はその人の名前をあらかじめ知る機会は無かった。

第二に、そこに「偶然に（GHQの）ジープが来ていた」というのだが、そんな偶然があ
るとは思えない。

第三に、「長崎二丁目の相田」の家は、平沢氏が池袋から椎名町支店へと向かう経路から
見ると、大きく回り道をしなければならない位置にあって、急いでいるはずの平沢氏が回り
道をする理由がない。

非体験者の語りに露呈する「逆行的構成」

なぜこのような不思議な自白が出て来たのかと考えたとき、そこに供述分析で言う「逆行
的構成」を考えざるをえない。

逆行的構成というのは、先に目撃供述のところでも述べたことだが、事件後に知りえた情
報が、事件の渦中ですでにそれを体験していたかのごとくに、事件をさかのぼって入り込ん
でしまうことを指す。人が過去の出来事を語る時、当然のことながら、その出来事はすで

に終わって、その結末まで見えている。そのために過去の出来事を語るときに、ややもすれば出来事の結果を知ったところからさかのぼって逆行的に過去の出来事を色づけて語ってしまう。これを逆行的構成と呼ぶ。

一方、当の出来事の渦中では、それを体験しているそのとき、この出来事とその先どのような経過をたどってどのような結末にいたるかを知らない。人がそのときそのとき渦中から味わっているこの体験は、その時間に即して順行的に見れば、次の瞬間にどのようなことが起こるかが分からないかたちで展開する。真の体験はそうして順行的に展開するのだが、出来事が終わってしまったのちには、その順行的な体験の語りのなかに、往々にして事後の情報を交えた逆行的構成が生じる。それは体験者が真に体験したことを事後に語るときにも起こりうることはあるが、その際の逆行的構成は、まだしも理解可能である。たとえば平穩に過ごしていた日常のなかで突発的に思いがけない恐怖場面に出会ったとき、これを後の想起では、その直前の平穩な日常のなかで何かしら恐ろしいことが起こりそうな予感めいたものを感じていたかのように思い出されることがある。それは誰にでも分かることだろう。

ところが、虚偽自白の場合のように、事件が起こってしまった後、その事件の事後情報を与えられていて、その「犯人を演じる」以外になくなったとき、手元にあるその事後情報をもとに事件の体験を語らなければならない。そのとき語りは、渦中の体験をもたず、ただただ逆行的に構成するしかない。渦中から生きた真の体験があれば、後にそれを語るとき多少とも逆行的な構成による間違いが混入することはあっても、基本の語りは体験の記憶に基づく順行的なものであるはずである。しかし、非体験者が事後情報から逆行的に組み立てる語りには、順行的視点からは考えられないような筋書が入り込んでしまう。

人が生きた物語には、それとしての論理がある。もちろん、それは論理学が説くような「言語の論理」ではないし、自然科学が説くような「因果の論理」でもない。生きた物語は時間に沿って流れ、けっしてその流れをさかのぼれない。人が生きた物語をたどろうとするとき、その時間の順路に逆らってはならない。それは順行的に展開する「物語の論理」である。ただ、起こってしまった過去の出来事を、人が第三者として外から眺め、それをのっぺりと平面的になぞったときには、ときにそこで語られる物語の表面の流れに囚われて、順行する「物語の論理」を見逃してしまう。というのも、人が自分の体験していない出来事を、その渦中からではなく、上空から眺め下ろすように語り、あるいは聞くとき、しばしば時間の流れを見失ってしまうからである。そうして時間を逆行する物語が作られてしまう。平沢氏が高木検事の取調べのなかで生み出してきた物語は、まさにそうした物語であった。それは時間の流れに逆らっている。そして時間の流れに逆らっているということそれ自身が、じつはその人が「その物語を生きてはいなかった」事実を明かす。

犯行に使ったとする青酸化合物の入手経路は最後まで語れなかった

帝銀事件「犯人として語る」平沢氏の態度は、9月23日以降、一貫している。しかし語

り切れない。「長崎二丁目の相田」宅の話などは、問題が具体的なだけに、検事たちにしてはこれを詳細に詰めて、把握した証拠状況との合致を求めなければならなかったのだが、それ以外の部分はもっと茫漠としている。

一番難渋したのが青酸カリの入手経路である。

自白に落ちた9月23日に「薬が手に入らないので、どうして人殺しが出来るか、それで辻褃が合はないので困ります」というところからはじまって、9月25日にはいったん「(昭和)十八年の暮れか十九年の始め」に「吉田の店」で貰ったと言ひ(9月25日)、次いで「野坂」という人物の弟に青酸カリをくれと頼んだことがあるが、「潮解していて駄目でした」と言ひ、9月26日には、目黒の電車通りの店に青酸カリを「買ひに行った」という話も出たりする。そうして9月28日には、「野坂」に貰ったという話になり、前に「吉田」から貰ったと言ったのは、野坂一家に迷惑をかけたくなかったから嘘をついたのだと言う。ところが、これも捜査側で裏が取れなかったのか、9月29日には青酸カリを「手に入れた方法もはっきりしないね」と言われてそれを認める場面もあり、さらには、それから再び「あれは野坂に貰ったのが本当です」となって、10月6日には実際に野坂の妻を取調室に呼んで平沢氏と合わせ確認している。ところが、その妻はこれをきっぱり否定して「兎に角主人が差し上げた事は絶対にないと思います。もう平沢さんからこんな事を云われたばかりに何度も御調べを受けて迷惑をしております」と言ったことが聴取書に録取されている。このようにして、結局は、青酸カリの入手経路もまた不明のまま、最終の出射検事の10月9日第61回聴取書では、野坂に貰って持っていたものを使ったということで収めている。

こんなふうに平沢氏の自白はコロコロと変わり、どこまで行ってもすっきりとした自白にならない。それも事件の些細な部分の話ではなく、事件の肝心な部分のほとんどすべてにわたってそうなのである。それでいて平沢氏は、やはり否認に戻ることなく、一貫して自らが「犯人である」として語り、捜査官たちもまた平沢氏が「犯人である」ことを疑わず、「犯人として」の平沢氏の語りをフォローし続けている。

高木検事の苛立ちと平沢氏の謝罪

平沢氏のこうした自白状況に対して、これを聴取した高木検事は、あれこれと平沢氏をフォローしながらも、一方で、しきりに苛立っている。たとえば、9月26日の場面で、高木検事は次のように述べている。

(もらった名刺を入れた財布をすられたと警察に届けたことについて)今の儘ではどうしても嘘の届けだと認める外はないが。(平沢氏：黙して答えず)云い難い事だらうが、折角ここまで清くなって来たのだから残滓を残さず綺麗になったらどうか。

……中略……

僕がそのような事を聞くのは本当に気の毒だと思うが、それは人間的な心でもう一つ深く本当に神の愛を以て出直そうと昨晚から思って来た処だ。本当にお前も今

迄のお前を捨てて絶対の境地に入らねば駄目だが。

高木検事は、平沢氏が事件のすべてを認めていながら、どうしてまだ嘘をついているのかと苛立っている。じっさい、真犯人ならば、いまさらこんな細かなところで嘘をつく必要もない。しかし、高木検事は平沢氏が無実かもしれないということをまったく考えていない。だからこそ、平沢氏がなお財布をスラれたことにこだわっていることが、高木検事には理解できない。

一方、平沢氏は無実でありながらすでに「犯人になって」しまっていて、「犯人として」語ろうとしているのだが、十分に「犯人になりきれず」、客観的状況と食い違うところを高木検事から突きつけられては、ひたすら謝罪し、まだ穢れていると言われては、そのつど綺麗になることを誓っている。高木検事の聴取書にはそうした場面がいくつも繰り返される。

(9月26日第42回)

生死は絶ったつもりでいました。けれども未だ穢れておりました。有難う御座います。死んでまで穢れておたくありませぬ。

問 然し僕が知っているのには限りがあるから、お前が一番よく知っている訳だから、自分の穢れたところは自分で洗濯しなさいよ。

答 はい、努力致します。

(9月28日第46回)

問 お前未だ間違っている事を云ってはいないか。特に青酸加里を貰ったことについて。

答 申訳ありませぬ。本当に詰まらない嘘ばかり云う私です。

(9月29日第50回)

問 今日のを見ると、少し心が動揺している様に思はれるね。

答 矢張り煩惱ですね。肉親の事を思ふと心が動きます。然し私は苦しみを免れ様とは致しませぬ。苦しむだけ苦しんで、本当は清くありたいと思います。

問 その通り未だ清まってない点があるね。

答 はい御座います。

……中略……

もっと焼いてたたいて頂きます。銘刀は幾度か焼きを入れてはたたかねばなりません。はっきり致しました。私はもっと苦しみます。本当の苦しみの後に本当の清めがあると思ひます。

(9月30日第51回)

問 お前は心境が乱れたね。……よく考へて見なさい。本当の清めは全くの依憑心^{えひょうしん}を得ることではないか。

答 よく判ります。もう少し苦しませて下さい。

こうした謝罪と反省を重ねるなかで、平沢氏の夢の中にしばしば普賢菩薩や仏様が現れ、あれこれと諭してくれるという話が、当の聴取書のなかに書き取られていく。

(10月1日：第54回)

一、昨晚も亦普賢菩薩が御出でになりました。

「御仏の御言伝で今夜も来ましたよ。愈々綺麗になるときが来たね。昨夜は疲れたろう。十一時過ぎた時もう済んだと思ったろう。一日も早く綺麗になって貰ふ様に検事さんに口を切って頂く様に御願ひしたのだよ。最後の貴方の嘘を出させる様に美味しい餌のついた釣針を検事さんに投げて頂いて貴方がパクッと喰付いたね。

道歌に

嘘の木も誠の花もさくならば、

誠や嘘のみのりなるらむ

と云うてある通りだよ。貴方も真実仏身になるときが来ましたよ。序でだから三即を云ひませう。

実即虚 虚即実

悟即迷 迷即悟

生即死 死即生

これが三即ですよ。貴方は今朝で本当の絆が断ち切れますよ。汚い今身を捨て清い仏身に入る事ができます。三日の日には必ず心の剃刀を以て心の毛を剃髪に来て上げます。一生懸命御詫びなさい。十二人の方はもう出ていらっしやいませんよ。同じ日章院の中に十三人永遠に生きるんですものね。よく御詫びなさい。十三人の方は勿論世間にも身内にも御世話になった方々にも特に悟れなくされてたと思ふ方には一層の感謝をなさい。

道教の話に伺ふ筈でしたのに貴方はもう聞かなくてもよくなりました。御仏の片袖に御縫りしているんですもの。さあ御寝みなさい」

と云われました。昨夜、洋服を替へて寝たのが十一時半でしたのですから寝て間もなくでしたから十二時半頃からでせう。この御話があったのは。

二、問 お前の心境はどうか。

答 もう今日と明日で本当に綺麗になれます。

……後略……

(10月2日第55回)

一、昨晚は寝まして直きでした。

「平沢さん、さあお約束で来ましたよ。よかったですね。聞かないでも判ってますよ。貴方の晴れやかな顔は心の鏡ですね。貴方がずっと前に太陽に美人の条件と云ふ村雲尼公の事を云ったでせう。外の美人に見られない心の清らかさが顔に出ているからだと云ったでせう。

今身の貴方はもうないんですよ。仏身の清い心であとの事をして行かねばなり

ませぬ。今身でやる仕事はありませぬ。この間の一言もあの詩の中には御詫びの言葉がありませんでしたね。早速直ませうね。

……中略……

明日三日には、心の剃刀を以て剃髪に来ますよ。十三日の日蓮上人より十日早いけれどもね。さあ御寝み、今日はよく寝られますよ。」

と言って消えられました。私は昨晩は夜中に一度も目を醒さず起床の六時までぐっすり寝みました。起きたら新しい目で見た清い光が朝を告げておりました。

(10月3日第56回)

一、昨夜も普賢菩薩が出現せられ仏様も背に立っておられました。

「御約束の剃刀を持って来ましたよ。けれども貴方は自分でもう汚れた髪は剃り落したね。今は唯有難いお剃刀を当てただけでよい。さあ済んだよ」

と仰言って、仏様が始めて、

「さあ今魂を与える、仏身になったよ。尚今後は清めて汚さない様になさい。では」と云って消えられ、普賢菩薩が続いて、

「気持ちが良いだろう。貴方は物を見る目が、離れた今身の目と違って来たね。気が付いているだろう。毎日一番多く御話ししている検事さんも、今迄とは全く変わった筈だ。昨日からは一番親しい心の友として貴方の目に写っているね。よく御礼を云ひなさい。御礼と云へば、貴方の一番憎み恨んでいた居木井さんね、あの方に近く親しくお目にかかると思ふけれど、勿論私が云ふまでもなく、貴方は厚く御礼を云ふつもりではいるが、あの方があつたればこそ、今の綺麗な貴方になれたんだよ、本当に心からよく御詫びと御礼を申上げて、きっと手を握って下さるよ。」

と仰言られてお別れしました。

「私は帝銀犯人だ」と弁護人の前で胸を張る

10月1日からの3日間で、平沢氏は、普賢菩薩の夢を介し、帝銀事件の「犯人になりきった」。その検事聴取書にも録取されている通り、「話しているのも何か自分の事実でなく他人の話をしている様な気持ちで」、今身を離れ、いわば「仏身」となって、かつての苦しい葛藤状況を越え「非常に楽しい」気持ちになっていたという。じっさい、平沢氏の留置場内『動静報告書』の10月3日の記録には、喫煙時間に看守とのあいだで、次のようなやりとりがあったと記録されている。

小職平沢に対して、「余り心配等しないで体を大事にするんだね—今はもうつまらぬ考えなど捨てて体を大事にして静かに法の裁きを待つんだね—それでこそ今は亡き佛に対する供養にもなり亦罪の償ひにもなるのだからね—」

答「ええ勿論です。あれ以来(自白の日を意味するもの)気分もせいせいして来ま

した。実に部長さん、其の日迄は毎夜の如く寝てる枕元に亡霊が現れて自分の嘘の申立てをしてる事に対して嘘を言ふな嘘を言ふなと叱責、実際苦しみ悶えて眠れない連続でしたからね……」

この日からさらに4日間、平沢氏はすっかり「犯人になった」状態で高木検事の取調べを受け、しかし青酸カリの入手経路など肝心な点は相変わらず明らかにならないままに、10月8日、小菅の拘置所に移管され、10月8日・9日の両日で出射義夫検事による最終の検事聴取書が取られ、10月12日には起訴されている。これでもってようやく平沢氏は、高木検事ら取調官に囲まれた場から離れることとなった。

V 自白を撤回し「帝銀犯人」から降りていく時期（10月10日～11月18日前後）

そうして拘置所に送られて、取調べの圧力から解放されたとき、もし平沢氏が無実であれば、その時点で否認に転じてもよさそうに見えるが、事はそう単純には進まない。他の多くの虚偽自白事例でも、取調官の前を離れたとたん否認に転じることができるわけではない。足利事件のS氏などは、起訴され、裁判がはじまり、さらに第一審が終結する間際まで否認に転じることができなかった。いったん自白に落ちて「犯人になり」、そうとうの期間にわたって「犯人を演じた」人は、そこから脱け出すまでにまたそうとうの過程が必要なのである。

平沢氏の逮捕直後に弁護人となった山田義夫弁護士は、平沢氏が小菅拘置所に移管されて「一週間目」に接見して、そのときの平沢氏の様子を「上告趣意書」に次のように語っている。

小菅入りをして一週間目に平沢は面会に行った私に、最初は「私は犯人でありませぬ」と言った。「それにしても細かい事を答えるぢやないか」という私に答えて、「教えられれば何でも答えられます」と言った。次いで「しかし私は今は結構たのしいのですよ。夜になると仏様が毎晩来て歌の遊びをしているのです。私はもう現し身でなくて仏身なのです。だからたのまれば何にでもなりますよ、帝銀犯人にでも何にでもなりますよ」と言った。その瞬間たちまち彼は犯人になつたらしい。眼を光らせて「私は帝銀犯人だ」と言った。「さっきの話と大分ちがうようだが」と言う私に、「いいえ私がやりました、荏原も椎名町もやったんです」と断言した。その怪しい無気味な彼の目付きから、私は彼は狂っていると直観した。こんな風じゃ何を聞いても駄目だと、何かまだ聞こうとする高橋弁護人を押し止めて、今少し落付かせよと言って引揚げてしまった。

「私は犯人ではない」と手を取って泣く

ところが、山田弁護士の「上告趣意書」によれば、その次に平沢氏を訪れたときには、平

沢氏は否認に転じていた。

(上記引用の話から) 更に一週間して私は平沢を訪れた。彼は私の手を取って「有難い」と泣いた。当時は金網でへだてられてはいなかった。平沢が私に「有難い」と言ったのは八月二十六日初めて警視庁で会った時以来である。警視庁調室では後になると、「お前は何のために来るのか」といった冷淡な態度で私ども弁護人に対していた。私の手をとって泣いた彼は、「私は犯人でない」と述べた。「一週間前犯人だと言ったのは覚えていない」と言った。なおも彼の正気を信じ得ない私は、いる部屋の広さとか一日中の動静とかその他の質問で彼の精神状態をテストする質問をした。おおむね良好であった。それで彼は今ようやく正常を取戻したと感じた。

小菅の拘置所に移管されて「一週間目」に接見したときには、先に見たように、いったん否認したものの、すぐに「私は帝銀犯人だ」と言い、山田弁護人もこれを見て「彼は狂っている」と思わざるをえなかったのだが、そこから「更に一週間」後に接見したとき、「私は犯人でない」と言って泣いたというのである。それは、拘置所移管から二週間を経た後ということになるから、10月21日の裁判官の尋問の後である。この時点になってようやく、平沢氏はそれまでの自白から抜け出したかに見える。

しかし、その後の平沢氏のたどった経緯はそうそう単純ではない。平沢氏は、第一審法廷で自白過程の説明を求められたとき、上記の山田弁護人の「更に一週間」後の接見で泣いて否認したことを記憶していないと言い、内村・吉益鑑定の聞き取りでも、次のように答えている。

山田氏と高橋氏(注: 弁護人)が一緒に来た時には、「私は犯人だ」と威張ったそうですが、憶えはありません。山田氏の話では、「なんとかかんとかいうのは末の末で、とにかく私は帝銀の犯人だよ!」と言ったのでびっくりしたとのこと。松本、向山氏は、いろいろなぐさめてくれましたが、醒めたのは自然に醒めたのです。自分が犯人だと威張っていた頃は、途中で「あれが帝銀の平沢だ」と言われても平然として胸を張ってあるいていたらしいですね。

平沢氏が言うには、はっきりと虚偽の自白から目覚めて、自分が犯人ではないと思えるようになったのは、さらに1カ月ほども後の11月18日だという。その状況を、平沢氏は内村・吉益鑑定の聞き取りのなかで、次のように語っている。

(小菅の拘置所に移管されたのは) 10月8日と思います。それから4、50日目に、確か11月28日、18日かな、確か8がついた筈ですが、やっと催眠術から醒めたのです。その朝は、起きた時体がフワフワして風船にでも乗った気持で、「ここは顔を洗うところかな、ここは何処かな、ああ小菅だ、小菅だ」と云った具合で、夢現でした。その内に点検が来ましたが、今までの習慣で自然に坐っていました。食事の時には「今までこんな食事をしていたのか」と、今更の様になさけなくなりました。

この同じ場面を、第一審公判では「11月18日であったと思いますが、風船が破裂したような音がプツとして始めて自分が判り……」とか、「お昼御飯の時熱いお汁かなんか飲んだ時と思います。風船がバチッと破れたように、すうと芝居の緞帳が上がった様な気になって覚めたのです」とかと供述していて、一様ではない。また、その醒めた日というのも「8がつく日」という曖昧なもので、明確には特定できない。しかし、平沢氏のなかでは、最後にこうして本格的に「催眠術」から醒めたという記憶が定着している。

目覚めては眠り、眠っては目覚めることを繰り返し、しかし目覚めたときは眠っていたときのことは思い出せない。それと同じように、「帝銀事件の犯人だ」と胸を張っていたかと思うと、どこかでまた「自分は犯人でない」と気づいて、しかしそのときは帝銀犯人として振る舞っていたことが思い出せない。これを繰り返して、最後にはもはや犯人には戻らなくなった。平沢氏のなかではそれがある時点の一回限りの目覚めであるかのように記憶され、「催眠術から醒める」という感覚として語られることになったのである。

このようにして平沢氏の否認に至る過程を見たとき、そんな奇妙なことがあるだろうかと、不思議に思われるかもしれない。しかし、ここはひとまず、本件の起訴後、山田弁護人が接見した際に見た平沢氏の言動がそのようなものだったということ、また平沢氏が否認に立ち戻っていった過程について、平沢氏がこのように弁明したことを確認しておく。

ここで最後に検討しておかなければならないのは、平沢氏が本件より20年以上前からコルサコフ症候群に罹患していた事実を、自白問題との絡みでどのように考えればよいかという点である。

V 帝銀事件平沢貞通氏の虚偽自白を読み解く

念のため断っておけば、平沢氏のこの起訴後の言動について、平沢氏自身の記憶が曖昧で、自白と否認のあいだで何度も揺れたからと言って、そのことでもって平沢氏はやはり有罪だということにはならない。というのも、平沢氏が真犯人だったとしても、やはり起訴後のこの揺れを説明することが難しいからである。じっさい、この揺れが生じているのは、平沢氏がもはや取調べの場を離れてしまったからのことである。真犯人がまともな心理で、取調べ時の自白を撤回し、否認に転じて、嘘で自分の罪をごまかそうとしたのであれば、そこからふたたび自白に戻る理由はない。まして否認に転じたのちに再度「私は帝銀犯人だ」と胸を張るなどということはおよそ考えられない。

平沢氏の空想的虚言癖

内村・吉益鑑定は平沢氏のコルサコフ症罹患後の人格について、「先ず最も顕著な現象は著しい虚言癖であって、しかもその虚言は空想性虚言症（病的虚言）の範疇に入るべきものである」としたうえで、虚言者を図の三つに分類して、次のように解説している。

A 純然たる虚言者、欺瞞者（他人のみを欺く）

↑

B 空想性虚言症（他人ならびに自己を欺く）

↓

C 病的空想者（自己のみ欺く）

そもそも虚言は社会に広く見られる現象であるが、尋常の虚言は利益を目的として意識的かつ故意に発せられる。すなわち多くの場合、虚言は目的を達する手段にすぎない（図のA）。しかるに虚言のなかにはこのような確固たる目的を有せず、嘘そのものが目的であって、利益はせいぜい二次的意義しか持たないものがある。すなわち自分が一役演じようとか、見栄を張ろうとか、人を驚かせようとして嘘をつくのがそれである。また最初は多少意識して虚言を言うが、この虚言がやがて自己暗示によって主観的な真実となり現実となるような場合もある。すなわち、この場合には他人ばかりでなく自己をも欺瞞することになる（図のB）。そして犯罪者のなかには、自己欺瞞の能力を能動的に利用して詐欺を働く者が少なくない。虚言の種類としては、更に進んで最初からほとんど虚言を自覚しないような場合も稀にはある。この場合には欺瞞という意識はまったくなく、したがって不道徳性とか違法性の意識はまったく欠けているのである。もっとも極端な場合は、純然たる病的空想者、夢想者であり、能動性をまったく欠き、ただ自己の願望の世界にのみ生きるもので、かかる場合、空想の世界が彼らにとって唯一の現実である（図のC）。

出来事を語る3つのタイプと虚偽自白

人が、世のなかで実際に起こった出来事について、たがいに語り合う対話のパターンを、その人が出来事の体験者であるかどうかの区別で、形式的に分類すれば、次の3つのタイプがある。

タイプⅠ

体験者

↓ ↑

体験者

〔語り合う〕

タイプⅡ

非体験者

問う ↓ ↑ 答える

体験者

〔聴き取る〕

タイプⅢ

非体験者

↓ ↑

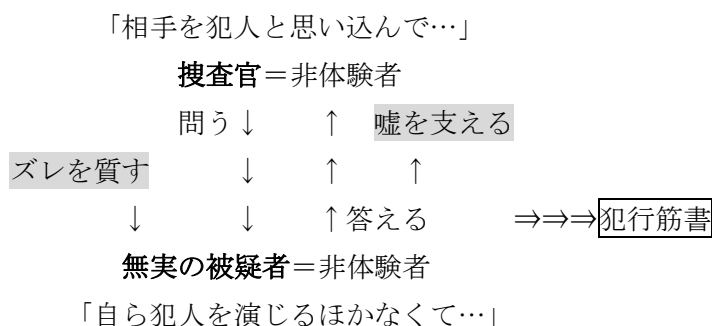
非体験者

〔噂話をする〕

タイプⅠは、同じ出来事を一緒に体験をした者どうしが、その過去の共通体験について、「あのときは〇〇だったね」というかたちで、確認し、語り合うような対話場面である。ここではたがいの体験を共同的に想起し、二人にとって共有の過去を対話でもって立ち上

げる。タイプⅡは、一方がある出来事を体験していて、他方はそれを体験していないのだが、それに関心を持って、「あれはどうだった？ これはどうだった？」と質問し、非体験者が体験者からその体験の記憶を聴き取る。自分が体験してなくて知らない出来事を、それを直に体験した人から聞いて知るという対話場面である。タイプⅢは、ある出来事について、これを直に体験していない非体験者どうしが、「あれはどうだったんだろうか？ これはどうだったんだろうか？」と、たがいの情報を交換しあって、そこからその出来事の実際を知ろうとする対話場面である。新聞やテレビの情報から現実起こった出来事を聞いて、たがいに情報を持ち寄ってあれこれ噂話をするのは、このタイプに位置づけられることになる。

虚偽自白の場面では、展開過程においては、取調官（非体験者）が、無実の被疑者を真犯人（体験者）だと思い込んでいる。したがって取調官は、体験者から体験の記憶を聴き取るつもりで、あれこれと尋問し、入手済みの客観的な証拠や状況と照合せながら被疑者を追及し、一方、無実の被疑者は、最初、やっていないと主張するのだが、捜査官からの強い圧力、いくら言っても聞いてもらえない無力感、誰も自分を信じてくれない絶望感のなかで、やがては諦めて自白し、自らが犯人だったらどうしただろうかと想像し、「犯人になった」つもりで、あれこれと犯行を語る。こうした両者の共同作業として虚偽自白が構成され、それが調書に録取されていく。図で表すと次のようになる。



被疑者を真犯人と思い込んだ取調官（非体験者）と、自ら「犯人を演じる」以外にないとあきらめた無実の被疑者（非体験者）が対面して、問題の事件についてあれこれ情報交換し、話し合う。そういう奇妙な相互作用が、虚偽自白の実際の姿なのである。日常の場面であれば、何かの間違いで非体験者を体験者と思い込んだとしても、そう思い込まれた非体験者が「違いますよ」と真実を主張して、理由をつけて説明すれば、たいていは間違いに気づいて正されるはずだが、取調べの場には、被疑者を犯人と思い込んで疑わない強力な磁場が働くことがあって、そこにこの歪んだ相互作用が持続し、その結果が「犯人の自白」というかたちで文書に記録されていく。

ここで一般的に誤解されやすい点は、そもそも問題の犯行について非体験者でしかない被疑者が、その犯行を十分に語れるはずがないと思われている点である。確かに、無実の

人が自白に転落して、すぐに犯行ストーリーをすらすら語ることはできない。事件が複雑であれば、虚偽自白の展開過程にはそれだけ時間を要する。平沢氏の場合はまさにその典型であった。それでも取調官の側で被疑者が犯人であるとの確信を持ち続けているかぎり、時間さえかければ、非体験者の被疑者でも、やがてはその事件がどのようなものであるかが分かってくる、犯行全体のおおよそを語れるようになる。

問題はその自白過程で何が起きているかである。

虚偽自白を見抜くための「虚偽自白過程論」がいまもなお十分に認められていない現実

虚偽自白を見抜くためには「虚偽自白」がどのようなものかを知らなければならない。そのため私は『自白の研究』（三一書房 1992年）などによって、「従来の虚偽自白論」に代わる「新たな虚偽自白過程論」を提起してきた（『虚偽自白を読み解く』岩波新書 2018年を参照されたい）。

〔従来の虚偽自白論〕		
暴力的・欺瞞的取調べのなか	犯行筋書の押し付け・誘導	取調べ圧力から解放
↓	↓	↓
強引に責められ「犯人にされる」	犯行内容を「言わせられる」	すぐに否認に転じる
否認 → 自白への転落 → 自白内容の具体的展開 → 自白を撤回し否認		
〔新たな虚偽自白過程論〕		
いくら言っても聞いてもらえない無力感に襲われ「犯人になる」	自ら引き受け、想像で「犯人を演じる」	取調べの終結で偽の人間関係から抜ける
↑	↑	↑
取調官が被疑者を犯人と確信し、無実の可能性を考えない取調べが延々と続くなか、「有罪方向への強力な磁場」ができる	被疑者を犯人と思い込んで手持ち証拠をもとに迫及し「犯人と取調官」という偽の人間関係ができあがる	自分を無実と信じ、てくれる人と信頼関係を確立することで否認に転じる

この虚偽自白過程論は、これまでの冤罪事例における虚偽自白過程を心理学の視点から虚心坦懐に分析すれば、おのずと明らかになるものと、私は思っている。しかし、わが国の刑事裁判の実務は、いまもなおこの「新たな虚偽自白過程論」が定着しているとは言い難い状況にある。戦後3年目に起こった1948年に起こった帝銀事件が、結局は死刑判決で終わり、死刑確定後、その再審請求がすでに20次を重ねながら、なおいっこうに認められない現実、戦後刑事裁判におけるその問題性を象徴的に示していると言わざるをえない。

日本における冤罪の系譜 帝銀事件は戦後冤罪の原点

2019年1月26日 明治大学生田キャンパス

帝銀事件再審をめざす会代表 山際 永三

1. 袴田事件および狭山事件

- (1) 袴田事件（清水こがね味噌会社事件）1966年（52年前）。死刑事件。
1審の裁判官だった熊本典道氏の告白。検察官調書45通の1通だけ採用。
多数の検察側証拠について解明されていない。当時の新聞報道の影響大。
2014年3月、第2次再審の静岡地裁は、再審開始を決定、死刑囚につき「これ以上の拘置は耐え難いほど正義に反する」とまで述べて身柄を釈放。
だが検察側が抗告、東京高裁が取り消し、DNA型鑑定についての評価で争われている。現在最高裁、死刑囚を再収監するかどうかが大問題。
- (2) 狭山事件、1963年（55年前）。1審死刑、2審無期。
1977年第1次再審請求、1994年石川さん仮釈放。2006年第3次再審請求。
弁護側の鑑定（無罪証拠）多数。検察側の証拠開示も進んでいる。

2. 戦後（第2次世界大戦後）の冤罪

(1) 敗戦直後の世相

- 1945年8月15日 ポツダム宣言受諾、敗戦。進駐軍・GHQによる占領。
- 10月9日 内閣は、東久邇宮から幣原へ。
- 10日 治安維持法関係者・思想犯の釈放（敗戦後2ヶ月）。
- 11月19日 戦争犯罪人の逮捕。ただし天皇の戦犯訴追なし。
- 1946年1月4日 公職追放はじまる。ただし裁判官には追放なし。
- 4月10日 婦人参政権初選挙。
- 8月 小平義雄事件（10人？の殺人）。
- 1947年5月3日 新憲法、刑事訴訟法は暫定の応急措置法。
- 1948年1月12日 寿産院事件（85人ともいわれる乳幼児の殺人事件）。
- 26日 帝銀事件（1947年、71年前）
- 1949年6月 国鉄（現・JR）の10万人首切り、下山事件は自殺。
- 7月15日 三鷹事件（三鷹駅における電車転覆事件）
- 8月17日 松川事件（福島県松川町の東北線での列車転覆事件）

(2) 松本清張史観批判

3. 情報化時代の冤罪

- (1) 1980年代の4つの死刑再審無罪事件
免田事件、財田川事件、松山事件、島田事件
- (2) マスコミ先導型冤罪
- (3) 帝銀事件、平沢貞通さんの死後再審、20次。

帝銀事件年表

1947年10月14日	安田銀行荏原支店（品川区）で類似事件
1948年1月19日	三菱銀行中井支店（新宿区）で類似事件
1月26日	帝国銀行椎名町支店（豊島区）で本件発生
1月27日	安田銀行板橋支店で帝銀の小切手交換
6月12日	名刺捜査班が小樽の平沢氏に事情聴取
7月17日	別の容疑者逮捕、自白するがアリバイ判明し釈放
8月21日	名刺捜査班が小樽で平沢氏を逮捕、警視庁に護送
8月23日	警視庁での警察官による過酷な取調べ
8月26日	高木一検事による取調べ始まる
9月3日	別件私文書偽造同行使で起訴（日本堂事件）
9月23日	帝銀事件の自白始まる
10月8日	拘置所に移送
10月12日	帝銀・安田・三菱各事件で追起訴
12月10日	第1回公判、平沢氏否認 以後60回の公判を経て
1950年7月24日	東京地裁で死刑判決
1951年9月29日	東京高裁で死刑判決
1955年4月6日	最高裁で上告棄却、死刑確定、直ちに第1回再審請求
1957年6月1日	第3回再審請求
1962年6月28日	「平沢貞通氏を救う会」結成（森川哲郎氏ら）
11月24日	平沢氏仙台の宮城拘置所に移送、死刑執行せまる
1963年1月26日	獄中画の第1回展覧会
1964年4月12日	日活映画「帝銀事件・死刑囚」
1965年3月19日	森川哲郎氏ら偽証罪で逮捕
1969年2月10日	再審特例法案（占領下の死刑確定者に再審を）
7月8日	法務大臣が特例法案の代わりに恩赦をと言明
1971年11月30日	森川氏懲役1年6月の実刑確定
1974年11月15日	平沢氏東北大学病院に入院
1981年1月29日	森川武彦氏が貞通氏の養子となる
1982年12月17日	森川氏死去
1985年4月29日	貞通氏仙台から八王子医療刑務所に移送
1987年5月10日	貞通氏八王子医療刑務所で病死（95歳）
1989年5月10日	第19次再審請求（平沢武彦氏）
2013年8月20日	平沢武彦氏死去
2015年11月24日	第20次再審請求（貞通氏親族）